

平成28年2月18日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) 議案第94号魚沼市役所の位置を定める条例の制定について
(3) その他

- 2 調査の経過 2月18日委員会を開催し、上記事件について協議した。
執行部から公募型プロポーザルについて報告を受け、質疑を行った。また、継続審査中の付託案件の審査を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

2 審査事件

(2) 議案第 94 号魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

3 調査事件

(3) その他

4 日 時 平成28年2月18日 午後1時30分

5 場 所 広神庁舎3階 議場

6 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、大平栄治、
遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、
星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、
(浅井守雄)

7 欠席委員 岡部計夫

8 説明員 大平市長、小幡副市長、酒井企画政策課長、桜井土木課長、
星教育長、星会計課長、角家総務課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、
佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、青木福祉課長、星農林課長、
大淵商工観光課長、滝沢ガス水道局長、森山教育委員会教育次長、
権沢消防本部消防長、桑原監査委員事務局長

9 書 記 小幡議会事務局長、桜井議会事務局次長、中川主任

10 経 過

開 会 (13:30)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を再開しま
す。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 日程第1、庁舎再編整備についてを議題とします。前回1月18日の委員会開催から、1ヶ月が経過しました。日程第2で、継続審査となっている議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について、引き続き審査をいたしますが、その前段として庁舎再編の基本計画等について所管事務調査を行うものでありますので、そのようにお願いします。前回以降、執行部において報告することはありますか。

酒井企画政策課長 新庁舎建設基本設計及び実施設計者選定に関する公募型プロポーザルにつきまして、これまでの状況を報告します。魚沼市の新庁舎設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式によりまして、平成28年1月22日から2月12日まで設計者の募集を行ったところであります。締切日の2月12日までに20者からの申し込みがありましたが、うち2者から辞退の申し出があり、結果18者となりましたので報告します。なお、今後は2月26日までに申込者による提案書の提出をいただきます。第1次審査を3月3日に、第2次審査に向けた選考を行う予定にしております。その後、第1次審査で選考された応募者によりまして第2次審査を、3月27日に公開プレゼンテーション方式で行う予定としておりますので併せて報告いたします。

星委員長 それでは、ただいま報告のあった庁舎の建設設計に関する公募型プロポーザルについて、質疑はありませんか。

富永委員 今回のプロポーザル公募にあたってなんですけども、仕様書が出てなかったような気がするんですが、どうなんでしょうか。

酒井企画政策課長 1月18日の当委員会に資料としてお配りしました公募型プロポーザル実施要項の中にそれぞれ記載してございますし、そのほかにつきましては、ホームページ上に位置等含めて全て出しているところでございます。

富永委員 自分が見る限り、そこに出ているのは実施要項というふうに読んでますけども、仕様書というのはもう少し具体的なものがあったり、そうしないとその設計をしようとする人がイメージがよく湧いてこないだろうし、いい提案書にはならないかと思うんですがいかがですか。

酒井企画政策課長 今回公表しております実施要項等含めて、それぞれ申し込みされた業者の方からはそれぞれ質問をいただいております。それについてお答えする形で、応募者の方から内容を理解いただいているものと考えています。

富永委員 国土交通省のプロポーザルのガイドラインなんかを見ますと、仕様書だとか、評価基準を提示したほうがいいというふうなことも書いてありますし、もし、ない場合、その参加者から求めがあった場合にはそれに対して応じるというふうなことが書いてありますけども、今回、仕様書とかを求めるような参加者はいなかったんでしょうか。

酒井企画政策課長 そういうことはございません。これまでの資料で理解していただきました。評価基準につきましては、選考委員の中で決めていく方針にしておりますのでそのようにご理解いただきたいと思います。

富永委員 その辺の考え方は、市のほうの考え方で、自分としては理解しにくいところなんですけども、仕様書も出ていない、評価基準も出ていないし、それに対する求める参加者もないということなんですけども、こういう状況で果たしていい提案書が出てくるかどうか懸念するところなんですけども、いかがですか。

酒井企画政策課長 この度の提案につきましては、1から10まで細かいところまで出す提

案ではありません。設計者を決めるプロポーザルです。提案事項の中には雪国の特徴等それぞれ項目を記載しています。あとは応募者のイメージでやっていく中で、今回は決定させていただき、細かいところについてはこれから協議していくことになります。

関矢委員　　今ほど2月12日現在、20者の応募があって2者辞退、18者の応募ということでございますが、その中で質問が公開されておりまして、質問の中に建設予定地の図面において赤色にハッチングされた1万8,000平方メートルの中で、この中で庁舎の建設を設計するのかという質問がございます。応募の概要の中に添付されている図面で、赤くハッチングされた市有地の全域だと思えますが、その中で建物の位置を自由に設計することを求めているのかどうか。

酒井企画政策課長　　こちらの回答にもありますように、道路の法線を含めた中でそれぞれやっていきたいということで回答しております。

関矢委員　　そうすると、この赤くハッチングされた1万8,000平方メートルの中に、自由に建物の位置を設計をするということで理解してよろしいわけですね。そうすると、この質問の中の道路、市道も2本入っておりますけども市道の法線の変更だとか、廃止だとかその辺も勘案した中で設計を組むということでよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長　　あくまで今回は設計者のイメージするところの考えでございます。これが出たから、これで全ていくということではありません。それを基にその人の感覚をつかんで、こちらのほうで設計者を決めると。今おっしゃられたように細かいところについてはそれぞれ協議する中で決めていくという形になります。

関矢委員　　この設計者の選定の中で、約50億の予算の中で検討するような要項になっておりますが、これは50億で決定をされてるのでしょうか。

酒井企画政策課長　　50億で決定しているわけではありませんが、基本設計の中で庁舎については47億2,000万円になっておりますので、含めると概ねそのくらいで考えていただきたいということです。金額については、これからの基本設計の中で、上下わかりませんが変動があると思えます。

関矢委員　　そうしますと、今まで特別委員会の中で、また市民の説明会の中でも、どうしても市民の意見を聞いた中で基本設計を考えていく、これは約束されてることですので市民の意見を入れていくと。今、47億2,000万円の概算の予算ですけれども、これを、財政を考えた中ではもう少し規模を小さく、どんな提案があるかわかりませんが30億にしたい、そういう市民の声が大きかったらそういう形になるかと思うんですけれども、そうした時に、この設計業者に30億で設計してくれということができるとかどうか。

酒井企画政策課長　　この度の実施要項の業務内容で、市民ワークショップ等企画運営が盛り込まれております。この中で市民の方々がどう考えているか、何が必要なのかを含めて検討していくことになります。今現在、例えば30億になるから減らせるかという話は少し違うと思えます。必要なものは必要ですし、それはお互い考えながら進めていきたいと思っています。

森島委員　　今、50億という建設費がございましたけれども、例えば各庁舎が全部引っ越しをしなければならない、当然何千万からのお金がかかると思えます。そしてまた、備品等々の調達等々が考えられると思えますけれども、概算、担当課としてどの程度の移動費を含めて考えられておられるのか。その後、外溝工事、あるいは搬入道路等々はその後になる

わけでありますけども、直接の移動費等はどの程度と考えておられるのか。

酒井企画政策課長 示した分については、庁舎の分と若干の外溝となっています。おっしゃられるように、移転費用はかかってきます。それについては、数値までは公表できる段階ではありませんのでお答えできません。

富永委員 前回の1月18日の委員会でも設計者が決まってから、その設計をする段階で市民を含めたワークショップをやって市民の意見を聞くということですが、そのことも今回の委託の内容に入ってるかと思うんですけども、市のほうでいつ頃にしてくれとかっていうそういうふうな考えはなかったりするんですか。

酒井企画政策課長 設計者が決まって相談する中、スケジュールを考えてやっていく必要があると思いますので、市から今いつまでということは言えない状態であります。ただし、基本設計も期間が決まっておりますので、早いうちに実施する必要があると思っています。

富永委員 そういうことであればなんですけども、できるだけ早めな段階で、設計者が決まって、設計があまり進まないうちに、時期の早いうちに市民の意見を聞くような場面を設けてもらったほうが市民の意見も反映しやすいし、設計者にしてもある程度設計が進んでからの市民の意見を聞くということになると、反映をすることが非常に難しくなるのかなと思いますので、その辺のところは今答弁にあったような、なるべく早い段階で開催するように指示してはどうかと思いますが。

星委員長 要望でよろしいですか。

富永委員 はい。要望です。

佐藤(肇)委員 今回このプロポーザルで提案されている部分ですが、先ほど言われましたワークショップ、これは対象者を決めてやるような考えなんでしょうか。それとも、一般市民が自由に参加できるような形のワークショップを想定されていますか。

酒井企画政策課長 提案書にはワークショップ等としてあります。必ずしもワークショップになると限りませんが、それは設計者の意向もありますので、どのような手段がいかということも含めて決定した設計者と相談しながら方法、時期等決めていきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 方向性として考えていただきたいというところで一つ、私のほうから提案なんですけども、やはり庁舎建設ということになりますと、その地域でいろいろ関わり合いが出てくる部分があるかと思いますが。ぜひとも地域代表とか、また、学識経験者の中でもそういったところの関わりを持てるような方を、ぜひその中に含めていただく。または、そういった方を拾い出していただいて、その他の方とは分けて人選をいただくというような方向性を持って進めていただければと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 ご意見として伺いまして、参考にさせていただきます。

渡辺委員 1月11日と2月14日に市民との対話集会ということで、いろいろと市民の皆さんからご意見を聞かせていただきました。その中でいろいろと出てきたことを少しここでお話しさせていただきながら、それがどのように執行部は考えるか聞かせていただけたらと思うんですけども・・・

星委員長 今はプロポーザルについての質疑を行っています。

渡辺委員 では、プロポーザルの質疑が終わってからお願いします。

関矢委員 プロポーザルの質問と回答の中にこんな質問があったんですけども、北部公民

館に隣接する市有地及びその周辺の必要な手続きに、電源開発及び新潟県との合意形成が必要かという質問に対して、電源開発株式会社については、主に電源開発株式会社所有の用地やヘリコプターの離発着に関しての合意形成が必要であるという回答されてますが、これについては電源開発と今いくらかでもお話しをされた経緯がございますか。

酒井企画政策課長　　最初、候補地に挙げるときに一応見せていただきまして、ヘリコプターの問題等々についてはお聞かせいただきました。それについても、その場ではこうすればいい等話は伺っております。

関矢委員　　そうしますと、今の基本計画の中でいきますと1万平方メートルの庁舎を建てると、4階建てぐらいを想定をしていると、けっこう高いと思うんですけども、その辺が今の予定をしている市有地の中のどの位置に建てても電源開発のヘリコプターの離発着に支障をきたさないのか。

酒井企画政策課長　　その部分についてもお聞かせ願ひまして、市有地のどこに建てても影響はないというお話しでした。

関矢委員　　そうしますと、この合意形成というのはあまり難しくはないということで理解してよろしいですか。

酒井企画政策課長　　これからの話になりますが、おっしゃる通りだと思っています。

星委員長　　次に、議案第94号の審査事件の議題外で庁舎再編に係る事項について、質疑はありませんか。

渡辺委員　　それでは、先ほどの続きをさせていただきたいと思います。その中で、いろいろと皆さんのほうから意見をいただいた中には、この平成31年度の職員を想定してつくっているんだけど、もう少し将来を見据えて20年後ぐらいの職員の数にして庁舎の規模を考えてみたらどうだろうか。あるいは、駐車場の大きさにつきましても、職員全てが車で来るということについて・・・

星委員長　　渡辺委員、一問一答でお願いします。

渡辺委員　　それでは、そこのところはいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　　職員の人数につきましては、定員適正化計画に基づいて進めているところであります。現在入るところについては、300名ということでそれも実際よりも少し少なめに見てる数字であります。ですので、今のところは基本計画で考えている人数で進めていきたいと思ひますし、人数については定員適正化計画によって減らしていくという考えです。

渡辺委員　　では、定員適正化計画の何年度の職員を想定して、これは載せてありますか。

酒井企画政策課長　　資料を持ち合わせておりませんが、今言った300人というのは平成32年度当初人数よりも少なくなっております。後ほど定員適正化計画ができましたら、確認させていただきたいと思ひます。

渡辺委員　　それでは、佐渡市の計画等を見ますと同じように平成31年度中に建設予定なんですけど、平成46年度当時の人口ビジョンと、それからそれにあわせての職員の想定ということで今計画をつくっております。当市として46年度の人口ビジョンに合わせての職員数というのは、どのくらいになるか想定してらっしゃいますか。

酒井企画政策課長　　魚沼市の定員適正化計画は10年後ということですので、その先について想定しておりません。

渡辺委員 住民の皆さんはそういったところもしっかりと協議しながら、身の丈にあった、将来的に負担が大きくなってしまわないようなものにしていただきたいという意見でありました。そのようなご意見を、この先、基本設計をつくる中で取り入れていくということとは可能でしょうか。

酒井企画政策課長 意見をお聞きしながら進めていきたいと思っていますし、最低限必要なものはありますので、その辺は理解をいただきながらやりたいと思っています。

渡辺委員 それから財政的なことにつきましても、いろいろと質疑があったものですから、50億と先ほどおっしゃってましたけれども、それよりも大きくなるという可能性はございますか。

酒井企画政策課長 概算設計ということでやっております。これから人件費、物件費の高騰等含めると上がることも考えられます。

大平(恭)委員 この庁舎建設に当たって、私、以前一度伺いしたときに不測の事態、要は災害や大きな事件、それから土壌から重大な物が出てきたとか、不測の事態が起こった時に合併特例債は既に期限が決まっていて、それに間に合わなかったときは考えていませんというふうなご意見だったと思うんですけども、私はこれ責任をしっかりと期限を区切った中で議論して、そして決めようという中で非常に曖昧な態度というのは、私、許さんないんじゃないかなというふうに思うんですけども、再度伺いますけども、やはりそういう想定、予想がつかない事態も起こるわけで、そのようなときのことを具体的に検討されているのか。全くお考えがないのか。

酒井企画政策課長 特別なことは災害含めてあるかと思えますけども、それが今回あるかないかは、こちらも想定されませんので、それはその時に最高の対応をしてやっていくということでしたと思っています。今時点で起こった場合は、どうするかまでは考えておりません。

大平(恭)委員 例えば、今、原発の問題があつたりします。非常に起こってはいけませんけれども、そういう不測の事態が想定されて、この自治体が直接受けた被害ではないけれども、他の自治体や他地域で起こったことについて、非常に緊急的に対応しなければいけない、例えばそういうことが起きると数年の対応が迫られる場合があるわけで、非常にそういう面ではわが市がいくら対応を迫られてもなかなか対応できないところがあると思うんですけど、実際問題そういうところの対応が想定されることがわかる、ある程度考えなくても他の原発について言えば、事故は想定されていいと思うんです。そういうことはしっかり議論しておかないといけないと思うんですけど、今、検討はしてないとおっしゃいましたけれども、やはり、私はこういうことはしっかり議論して、原発について言えば、受け入れも非難も考えなければいけない。そういう事態があつて、この事業が頓挫する場合が十分に考えられるので、私は検討すべきではないかと思うんですけど、再度伺いますけれども、今後についてそのような対応はされるのかどうか。

大平市長 原発の事故を想定するかどうかと、原発の事故が起きた場合、庁舎建設が途中で中断するかどうかというのはわかりません。いろんな想定はありますが、私たちが今考えているのは、期限をオーバーしないように計画を立てて、建設に向けていくということが第一の条件だと思います。もし、そのような事故が起きたときは、これは私たち自治体の判断ではなく、恐らく国の判断になると思います。ですから、今の原発を想定するとい

うところでは、ここではっきりと答えることはできません。

佐藤(敏)委員 財政の関係なんですけれども、2月中に財政の見通しを示すと、こういうことだったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

堀沢財政課長 前々から申し上げてる通り、2月議会におきましてお示しするという形で、今、準備しております。

佐藤(敏)委員 それから、建設の建物の中身のことについてなんですけれども、設計書が出されていますが、まだ具体的な委員会としてのそういった質疑がなされていないんですけど、今後それはどういう方向で。

星委員長 議決されてから、委員会として慎重に検討させていただきたいと思います。ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件は以上とし、今後の進捗状況にあわせ引き続き調査していくこととします。

(2) 議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定について

星委員長 日程第2、議案第94号 魚沼市役所の位置を定める条例の制定についてを議題とします。本件については、前年12月11日と12月15日、本年28年に入ってから1月18日に審査をしたところではありますが、現在、継続審査となっているものであります。前回には、本日、討論、採決を行うことで委員各位から整理してきていただくこととしたところがあります。各委員においては検討をいただいたところと思いますので、審査を再開します。その後における質疑はありませんか。

遠藤委員 質疑ということで諮りがありましたので、一点確認させていただきます。この度、手元に配付されました会議録読んでいただくとわかると思うんですけれども、19ページに及び審査がされております。そういった中で質疑については、手が挙がらなかったことも踏まえ、委員長から質疑を一旦終結いたしました。その中で、その後、森島委員から動議が出され延会となったわけではありますが、その延会の内容も調査をさらにする必要があるからというものではなくて、意見がまとまらないので意見をまとめてくる時間をもらいたいという延会でした。その後、状況に進捗等変化がない限り質疑は終結したものと私は認識していたんですが、委員長の見解をお願いいたします。

星委員長 委員長といたしましても、遠藤委員の発言のように理解はしておりますが、ここにきていろいろと皆さんが整理をしていただいたという中で、もう少し丁寧に、この条例について皆さんから検討いただきたいということですのでご理解いただきたいと思います。

渡辺委員 1月18日のこの特別委員会の中でも、位置の条例に提案されております910番地なんですけれども、その910番地がないということで、いろいろと質疑をさせていただいた中で合筆等すれば910番地になる可能性もあると。ま、910番地にはならないんですけども、枝番を取った形で910番地とすることは可能だというお話しであったことはその通りだと思います。ただ、先ほどのプロポーザルの質疑の中で、この範囲の中でどこに建設場所を決めたとしてもいい形で設計者のほうには回答出しているということになりますので、そうしますと、不動産登記法上まだ設計者が決まらず、その設計者からの位置の提案等がない中で考えますと、実は、更正図からいきますと831番地、あるいは117番地

というのも全く可能性としてはゼロではありません。そういった意味で不動産登記法上、今、910番地というのが不確実な状況にあるかと思えます。これが確定する状況とすると、私の想像ではあるんですけども、やはり設計者が決まって、想定されてる候補地の中で決まってこないとなかなかここははっきりとそうだとはいえないと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

星委員長 前回1月18日の委員会で、今、渡辺委員の発言されたことについて、質疑を行っております。重複するところが多いと思いますが、改めて酒井企画政策課長から答弁いただきたいと思えます。

酒井企画政策課長 こちらとしましては、工事を進めるに当たり、市民の皆さんから理解をいただく、ほかにも理解をいただく関係で、やはり位置の条例は先に決めて進んだほうが良いという判断から提案させていただいたものであります。底地については、おっしゃるとおりいろんな地番がございます。前回申し上げましたとおり、最終的には合筆することで910番地にはなろうかと想定されますし、そのようにしていくつもりですので、ご理解いただきたいと思えます。

渡辺委員 今の答弁では、やはり確実に910番地になるかどうかというところは不確定だというのは、先ほどのプロポーザルの設計者に対する答弁の中でも明らかだと思えますので、私としては今ここで不確実な中でこのまま採択していいものかどうかというところについては疑問があります。3月の27日に公開プレゼンで決定するということですので、その時期まで待ったとしても決して設計に対して遅れることもありませんし、11月10日のこの特別委員会では候補地について、今の北部公民館の周辺としておりますので、そういった意味で私はここで再度継続審査の動議を出させていただきたいと思えます。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ほかに質疑はありませんか。

大平(栄)委員 この前の委員会のときにも、910番地ということで説明ありましたが、そこから外れるということはないと思うというか、酒井企画政策課長の話だと外れることはないと思えます。そこから外れることはないということで、しっかりとした答弁をいただきたいと思えます。そのことで、継続審査というのは少し違うと思えます。

小幡副市長 今ほどの質問ですが、800番台というところは確かにございます。ただ、地形を見ていただくとわかるんですが築山のほうでありますので、そこが建設候補地のなることは考えづらいと思っています。ですので、先ほど酒井企画政策課長が答弁したように910番台のところで最終的には建設になると考えています。

渡辺委員 今ほど800番台があるからというところで、これが不動産登記法上できない可能性があるというのは、当局も分かっていると思えますし、私たちも法律的に無理だということは調査済みであります。その中で、必ずそちらになるということに、今答弁いただいたんですけども、築山を例えば利用しながらつくるという工法もないとは限りません。例えば地下駐車場なんかをつくることでしたら当然そこが掘らなくてもいいだけ便利に使えるとか、そういった設計者の自由な発想をするためにも、今回の答えの中には地形等も含めて設計者の提案をいただきたいという回答であったというふうに思えますので、私としてはやはりここで可決をしなければ前に進めないということであれば、また別ですけどもそうではなくしっかりと決まってからでも全く遅くはない。そういうことを考えたときにはもう少し法律的にきちんとなってから、結論を出すのでも全く遅くはないと思いま

すので、今しばらくの間継続とさせていただき、また皆さん方のご意見もいただければと思います。

星委員長　　今のは意見として何えぼよろしいですか。今、質疑を行っているところです。ほかに質疑ありませんか。

渡辺委員　　では、動議として提案させていただきます。まだ不動産登記法上不確実な位置の条例であります。この北部公民館周辺の候補地に対して反対するものではありませんけれども、法律的に不確かな条例を可決すべきではないと思いますので、継続審査とさせていただきたいと思います。動議です。

星委員長　　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：09）

休憩中に継続審査について自由討議

再　　開（14：25）

星委員長　　休憩を解き、会議を再開します。ただいま、休憩中に引き続き継続審査することについて、その取扱い及び課題等について自由討議により意見交換をしました。全体の合意が諮れませんでしたので、これから引き続き継続審査とすることについて、採決します。なお、継続審査をすることについて賛成者の起立により採決しますが、起立のない者は継続審査することに反対として取り扱うことに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うことといたします。お諮りします。議案第94号、魚沼市役所の位置を定める条例の制定については、継続審査とすることに賛成の方は、起立願います。（賛成者起立）起立少数であります。よって、議案第94号を継続審査とすることは否決されました。ほかに質疑はありませんか。（なし）これで、質疑を終結します。これに異議ありませんか。（なし）これで、質疑を終結します。しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：27）

再　　開（14：40）

星委員長　　休憩を解き、会議を再開します。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

関矢委員　　それでは、議案第94号、魚沼市役所の位置を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。私は、平成21年7月に魚沼市議会議員となってから一貫して市役所庁舎の一本化は新庁舎で行うべきと考えてまいりました。また、そのことを市民の皆様にもお話しし、私の考えを理解していただくよう努力もしてまいりました。今もその考えに変わりはありません。一昨年9月、大平市長が新庁舎建設を打ち出してから、特別委員会で調査及び議論を重ねてまいりました。そして、ようやく昨年10月16日に特別委

員会で、新庁舎建設を前提として調査をしていくことを決定し、11月10日の特別委員会では、大方の委員が5つの建設候補地の中では北部公民館に隣接する市有地及びその周辺を適地と考えていることを確認しており、私も適地と考えております。私どもの会派しんせいクラブは、建設候補地の絞り込みを受け、新庁舎の機能、規模及び建設費などを明確にし、また、既存庁舎の利活用を含めた庁舎再編計画を市民に説明し、合意形成を図る努力をしてから市役所の位置を定める条例を提出すべきと一貫して主張して訴えてまいりました。しかし、市長は、市民に建設候補地決定の説明会を開催する前の12月4日に市役所の位置を定める条例の制定を議会に提案してきました。その後、12月13日に開催された建設候補地決定の説明会には、約150人の市民が参加し、関心の高さがうかがえました。建設に賛成の意見、また、反対の意見が出る中、市民の多くは、具体的な基本計画が見えない、また、魚沼市の先行きの財政が厳しい中での約50億の建設ではなくもっと建設費用を下げた新庁舎建設はできないのか、また、なぜもっと市民の合意形成を図らないのかなどの意見が出されました。そして、市民から議会に、市民と議会の対話集会を求める要望書が提出されました。それは、位置条例を採決する前にもう一度市民の意見を聞くと同時に、市民の代表である議員の考え方を聞かせていただき、市民の思いを踏まえ十分に議論を重ねた上で議決していただきたいという願いでした。そこで私どもは、この議案、第94号を継続審査とすることに決め、その後、議員有志で市民との対話集会を2回開催してまいりました。また、提案されている市役所の位置、魚沼市小出島910番地については、前回1月18日の特別委員会で、建設候補地の範囲内で建物の位置が決まっていないにもかかわらず代表地番として910番地と提案しているがとの質疑をしましたが、建物の位置が決まってから合筆するという答弁でした。先日、2月12日に公表された新庁舎建設の設計業務委託に関する公開プロポーザルの質問及び回答によりますと、建設予定地図面において赤色でハッチングされた面積、概ね1万8,000平方メートルですが、この範囲内で計画敷地と考えてよいのか、そうである場合、この範囲に含まれている既存の道路を一部廃止若しくは道路線形を変更する計画で提案することは可能ですかの質問に、建設する敷地や道路も含めた合理的活用の考え方を提案していただくこととしていますと回答しております。そうすると、合筆したとしても小出島910番地になることは不確定であります。以上により、本日の特別委員会でさらに継続審査とすることを提案いたしました。反対多数により否決され、今、採決することになりました。基本設計が提出され、既存庁舎の活用を含めた全体像、庁舎の機能、建設費などが明確になり、市民に説明し、合意形成を図ってから可決すべきと考えている私どもしんせいクラブは、道義的に、また、法的に不確かな議案第94号には賛成できません。最後に、私どもは、新庁舎建設に向け北部公民館に隣接する市有地及びその周辺を建設候補地として市民合意が得られる庁舎の規模、建設費用と既存庁舎の利活用計画が出され、位置条例の地番が確定してから、市役所の位置を定める条例の再提案を望んで反対討論といたします。

星委員長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

佐藤(肇)委員　私は、現在庁舎再編整備特別委員会に付託されております、この平成27年議案第94号、魚沼市役所の位置を定める条例の制定については、原案賛成の立場で討論をいたします。この条例案は、前の議会で継続審査としてきたものでありますが、この条例が決まることにより、提案理由にあるように市庁舎の再編により事務所の位置を変更す

るものとあります。言い換えれば、提案の魚沼市小出島 910 番地、小出北部公民館先の市有地、小出北部ふれあい広場に新たに庁舎を建設し、必要な業務、機能を集約させるものであります。庁舎建設の是非については、行政事務の一本化による効率化、住民サービスの利便性向上、脆弱である防災機能の強化などを進めるためには、新庁舎建設で対応するとして、本委員会で確認をしてきたところであります。また、その財源、時期については、5年間延長が認められた合併特例債を使っていくこととし、事業完了を平成 31 年度中としております。また、新庁舎建設位置については、これまでの調査の中で、5 地点の候補地の中から北部公民館に隣接する市有地及びその周辺を最適地とする意見集約が図られてきたところであります。また、設計、調査を進めるための補正予算も前議会で可決承認され、基本計画に従い設計業者の選任作業を現在進めているところであります。さて、今後この条例案を継続審査としたいと言っていた議員の中には、この条例を通過させてしまえば、新庁舎の建設は当局の思うがままに進められてしまい、議会や市民の声を全く聞かなくなると考えている人もいるようであります。また、事業費、庁舎の規模も、プロポーザルの公告のとおり床面積が 1 万平方メートル、建設費 50 億の庁舎が建つと言っております。私は、全くナンセンスな考えだと思います。これらの数字は、これから決めることであります。基本計画にある 1 万平方メートル、そして 50 億という数字は、あくまでも概算で示したものであり、当局としてもこれから基本設計を進める中で内容の検討は学識経験者、市民代表の意見を聞きながら事業を進めたいと言っております。当然、議会としても新庁舎の機能や必要面積、事業費に対し、また、この新庁舎が魚沼市の身の丈に合っているものなのか、しっかりと審議していかなければなりません。市長と議会は、市政を進める車の両輪であります。市議会の意見は、また、考え方は、十分市政に反映されるものと考えております。新庁舎の建設は、期限が限られております。新庁舎建設に向けて必要な事務作業、現地調査そして行政手続が遅滞なく進められるよう、そのように私たちはしていかなければならないと考えております。したがって、議案第 94 号は、賛成いたします。議員各位の賢明な判断を期待し、討論といたします。

星委員長 次に、原案に反対者の発言を許します。

大平(恭)委員 それでは、日本共産党を代表しまして議案第 94 号、魚沼市役所の位置を定める条例案について、反対の立場で討論をいたします。もとよりこの条例は、大事な庁舎の位置を決めるものであり、本会議での特別多数議決を要する最重要課題の条例であります。一昨年(2017)の 9 月に、大平市長が新庁舎建設の突然の表明を行い、それまでの庁舎は造らないという立場から一転して建設に向かうこととしました。最大の理由は、政府が示した合併特例期間の延長により合併特例債が使えることになったこととしています。しかし、庁舎の問題で大事なものは、それが本当に必要なのか、大局的に将来を展望してどの場所にどのような機能を持たせた建物にすればよいのか、さらに、事業費はどの程度が適当なのか、まちづくりや防災機能、庁内体制、職員体制、公共交通機能、将来にわたる維持管理などあらゆる角度から、主権者である市民や、それから市議会、職員が一緒になり、十分に検討を重ねて構想案や基本計画を練り上げることだと思います。これは、決して理想とする道筋ではなく、基本的な考えとして行うべきものです。また、住民の考えを聞くアンケート調査や意向調査などは真っ先に行い、早くから住民の意向をうかがうことなどは、他の基本計画や意識調査の例を待つことなく、当然やらなければならないことであります。

ごくごく当たり前のことです。なぜ行わないのか、私には理解できません。多くの市民も数々の説明会などで要望していたことであります。時間は十分にありました。私の知り得る範囲でも、なぜ今、新庁舎建設なのか、中身がよくわからない、庁舎を建てた後にどうなるのか、財政がよくなったと聞くが私たちは何の恩恵もない、今の庁舎のあり方で別に不自由はしていない、また借金を背負うのか、どうせ何を言っても通じないなど、懸念とあきらめの声ばかりが聞こえております。さらに、有志議員で1月11日と2月14日に行った市民との対話集会でも多くの疑問が出されました。市民の理解は、未だに進んでいません。良識ある魚沼市民の方々は、市当局の進め方に多くの疑問を持っています。位置条例は、先に出さなければならないものではなく、自治体の裁量で後からでも問題ないはずで、現状の市民の認識では、到底議会で決められるような状況ではありません。無理に進めれば、のちに重大な禍根を市民との間に残すことになり、よい結果を得ることはできないでしょう。以上の観点から、この条例案には反対とします。

星委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

志田委員 議案第94号につきまして、賛成の討論をさせていただきます。魚沼市の将来において重要課題である新庁舎建設について、魚沼市議会が二元代表制の一翼として持続可能な魚沼市の構築と市民全体の福祉の向上を目指し、北部公民館に隣接する市有地及びその周辺に魚沼市役所新庁舎を建設することを議会として意思決定することとともに、その説明責任を果たすことにご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いするものであります。

星委員長 次に、原案に反対者の発言を許します。(なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高野委員 原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。もとより私は、市民の声は地方自治をやるには非常に大切なことだということを前提に賛成討論をさせていただきたいと思っております。少し視点を変えて議員の皆さんからぜひご理解をいただきたいと思っております。日本国憲法は、第8章92条から95条まで地方自治という項目があります。これは、世界の憲法で極めて珍しい条文だと聞いております。その地方自治の第92条には、自治には地方自治法によるということ、地方自治の地方自治法が制定をされて、具体的に地方自治体の運営がなされているというふうに私は理解をしております。その中に、庁舎の位置については出席議員の3分の2以上の賛成がなければ位置を決めることができないということになっています。この項目は、いわゆる利害関係で決めてはいけないという言い回しだと私は受け止めております。なぜならば、憲法95条には、その自治体に特化される情勢については、住民投票によらなければならないと、はっきりとそういうことで明記をしてございます。にもかかわらず、地方自治法、位置を決める条例については、議員の3分の2以上の賛成がなければならない。いかにこれが議員に科せられた重い課題であるかということ、ぜひ議員の皆さんは自覚をしてほしいというふうに思います。したがって、今いろいろ問題が出ましたけれども、市民の意見を聞かなければならない、財政もどうか、これについては、この2年間で三十数回特別委員会をやっております。そういう中でいろんな問題も出ております。今、審査をしている部分については、市長のほうから北部公民館周辺でどうかと。これについては、特別委員会でかなりの煮詰まった段階で出ているというふうに思っております。したがって、そういう中で位置については問題はな

いよという反対討論もございますが、そうであれば、これは地方自治の根幹にかかわる問題でありますので、ぜひ合併特例債が使えるうちに新しく建てるべきだというふうに私は思います。これについては、職員の仕事のやり方も含めて、ぜひ一本にまとめてやっていただきたい。金をかけない部分については、既に市長が2回、湯之谷庁舎案を提案しております。それを否決したのは議会でありますから、そういうことも踏まえてぜひこれについては新庁舎一本化、北部公民館周辺に位置をしっかりと定めて、議会も行政も一丸となって、魚沼市発展に向けてやっていく気を合わせていただきたいというふうに思います。そういう立場で、市民の皆さんにも議員の皆さんはしっかりとその辺の責任の重さを理解してもらおうような立場で、ぜひこの提案については賛成をいただきたい。以上であります。

星委員長　ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから、議案第94号について採決します。起立によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。(賛成者起立) 起立多数であります。よって、議案第94号魚沼市役所の位置を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) その他

星委員長　日程第3、その他を議題とします。その他、委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) なければ、これで終わります。本日の会議録の調整については、委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (15:02)